

徳島市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月2日

徳島市監査委員 笠井寿範
同 藤原晃
同 須見矩明
同 藤田真由美

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 阿波おどり未来へつなぐ実行委員会（財政援助団体）
2 所管部課 経済部にぎわい交流課
3 対象期間等 令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した財政援助に係る出納その他の事務

4 監査対象団体の概要

- (1) 目的 徳島市民による徳島市民のための阿波おどりを安定的かつ継続的に開催し、徳島の伝統文化である阿波おどりを次世代に、そして未来につないでいくことを目的とする。
(2) 設立年月日 令和4年4月8日
(3) 事務所 徳島市元町1丁目24番地（徳島市文化振興公社内）
(4) 職員数 委員32人、事務局員（市兼務職員）10人（正規職員8人、会計年度任用職員2人）
(5) 徳島市からの補助金

項目	予算額（令和7年度）	9月末現在収入済額
徳島市からの補助金	30,000,000円	30,000,000円
運営費補助	20,000,000円	20,000,000円
安定化補助	10,000,000円	10,000,000円

第2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年1月26日まで

第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会の財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。